

## 医療法人 健和会 奈良東病院のご案内

管理責任者	病院長 菊池 英亮
診療科目	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・脳神経内科・皮膚科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科・脳神経外科
診療日時	午前診 9:00~12:00(月曜日~金曜日・受付11:30まで) 午後診 13:00~16:00(木曜日、金曜日・受付15:00まで)
休日	土・日・祝日及び12月30日~1月3日 (急患は常時受付)
ベッド数	162床

当院は、保険医療機関であり診療報酬(医療費)算定にあたり、各施設基準等に適合している旨の届出を行い実施しています。

なお、医療費等に関する詳しい内容につきましては、本館1階受付(医事課)にてご確認下さい。

地域包括ケア病棟入院料1 看護職員(13:1)	本館3階病棟(44床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が13人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人です。	
回復期リハビリテーション病棟入院料2 看護職員(13:1) 看護補助者(30:1)	本館4階病棟(40床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は当病棟の入院患者の数が13人に対して1人、1日に看護補助を行う看護補助者の数は当病棟の入院患者の数が30人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人、看護補助者の数は1人です。	
障害者施設等入院基本料 看護職員(10:1)	北館1階病棟(36床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が10人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は2人です。	
療養病棟入院基本料(8割以上) 看護職員(20:1) 看護補助者(20:1)	北館2階病棟(42床) 当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は当病棟の入院患者の数が20人に対して1人、1日に看護補助を行う看護補助者の数は当病棟の入院患者の数が20人に対して1人です。また常時、夜勤を行う看護職員の数は1人、看護補助者の数は1人です。	
の入院施設基本料等 の入院施設基本料等	入院診療計画書	入院の際に医師・看護師・その他関係職種が共同して入院診療計画を策定し、患者様に対して病名、症状、治療計画、推定入院期間など入院後7日以内に文書により説明を行います。
	院内感染防止対策	職員等に対し、手洗いの実行を徹底させるとともに、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されており、また、各病棟にて「感染レポート」が週1回程度作成され、院内感染防止対策委員会において十分に活用されている体制等、その内容を基準どおり行っております。
	安全管理体制	安全管理のための指針・医療事故、インシデント等の院内報告・改善策が整備され、安全管理委員会を月1回程度開催し、体制確保のための職員研修を開催するなど、その内容を基準どおり行っております。
	褥創対策	褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員などから構成される褥瘡委員会を毎月開催するとともに、日常生活において自立度の低い入院患者様、褥創に関する危険因子のある患者様及び既に褥創を有する患者様に對しては褥瘡因子の評価を実施するなど、その内容を基準どおり行っております。
	栄養管理体制	栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が1名以上が配置されており、入院患者様毎に作成された栄養管理計画に基づき、関係職種が共同して患者様の栄養状態等の栄養管理をおこななど、その内容を基準どおり行っております。
	人生的最終段階における意思決定支援	人生の最終段階における意思決定支援について、患者・家族への説明体制を整備し、ACPを含む支援を適切に実施しております。
身体的拘束最小化の取り組み	身体的拘束の最小化に向け、委員会の設置、職員研修、記録・検証を含む体制を整備し、拘束を可能な限り行わない取り組みを実施しております。	

本館 3 階 病 棟	
療養環境加算	当該病棟の病室(特別の療養環境の提供に係る病室を除く)の病床面積は、1病床当たり8m <sup>2</sup> 以上あります。
看護職員配置加算	当病棟においては常時、1日に看護を行う看護職員の数は、当病棟の入院患者の数が50人に対して1人を最少必要人数に加えています。
看護補助体制充実加算1	当病棟においては常時、1日に看護補助を行う看護補助職員の数は、当病棟の入院患者の数が25人に対して1人です。また、看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制を整備しています。

本館 4 階 病 棟	
特殊疾患入院施設管理加算	重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷者等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね8割以上入院させている障害者施設であり、当該病棟における入院患者様に対する看護職員及び看護補助者比率による看護を基準どおり行っております。
看護補助体制充実加算1	患者様が安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助を行う看護補助職員の数は、当病棟の入院患者の数が30人に対して1人、夜勤を行う看護補助者の数は入院患者の数が75人に対して1人です。また、看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制を整備しています。
夜間看護体制加算	夜間ににおける看護職員の業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されています。

北館 1 階 病 棟	
特殊疾患入院施設管理加算	重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷者等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね8割以上入院させている障害者施設であり、当該病棟における入院患者様に対する看護職員及び看護補助者比率による看護を基準どおり行ております。
看護補助体制充実加算1	患者様が安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助を行う看護補助職員の数は、当病棟の入院患者の数が30人に対して1人、夜勤を行う看護補助者の数は入院患者の数が75人に対して1人です。また、看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制を整備しています。
夜間看護体制加算	夜間ににおける看護職員の業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されています。

北館 2 階 病 棟	
療養病棟療養環境加算1	当該病棟の病床数は、1病室につき4床以下であり、病室床面積は、患者様1人につき、6. 4m <sup>2</sup> 以上、病室に隣接する廊下幅は、1. 8m以上、両側に居室がある廊下幅は、2. 7m以上あり、また、病棟床面積は、患者様1人につき16m <sup>2</sup> 以上あるなど、当該加算の基準を満たしております。
経腸栄養管理加算	当院は内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施する体制を有しており、患者様に静脈経腸栄養ガイドライン等を踏まえた栄養管理に係る説明を実施した上で、経腸栄養を行います。
看護補助体制充実加算1	患者様の療養生活をより安心して過ごしていただけるよう、看護補助者を充実させています。看護師と協力しながら、食事や入浴、排泄など日常生活のサポートを行う体制を整えています。
診療録管理体制加算3	患者様に対し診療情報の提供が行われており、また、1名以上の専任の診療記録管理者の配置その他の診療記録管理を行つており、必要な体制が整備されているなど、その内容を基準どおり行っています。
医療安全対策加算2	医療安全対策に係る研修を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されております。
医療安全対策地域連携加算2	他の医療機関と連携し、医療安全対策に関する評価を行っています。
在宅療養支援病院 (機能強化型・連携型)	高齢者の方ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるように、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制を確保し、訪問診療・在宅療養を行います。
薬剤管理指導料	患者様に対し適切な薬学的管理を行い、医薬品情報の収集・伝達をおこなうための医薬品情報管理室を有し、薬剤管理指導を行つて必要な薬剤師を配置するなど、その内容を基準どおり行っています。
検体検査管理加算(I)(II)	当院では、外部の精度管理事業への参加及び臨床検査の適正化に関する委員会を設置しております。また臨床検査を担当する常勤の医師1名を配置し、緊急検査が常時実施できるなど、その内容を基準どおり行っています。
胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術 腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術を行っております。
CT撮影及びMRI撮影	16列以上64列未満のマルチスライスCTを使用し、撮影を行っております。
脳血管疾患等 リハビリテーション科(I)	脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名を含む常勤医師2名以上・専従の常勤理学療法士5名以上・専従の常勤作業療法士3名以上・専従の常勤言語聴覚療法士1名以上併せて10名以上勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
運動器リハビリテーション科(I)	運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
呼吸器リハビリテーション科(I)	呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・呼吸器リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む常勤の理学療法士2名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
麻痺症候群リハビリテーション科(I)	麻痺症候群リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師1名以上・専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上が勤務しているなど、当該加算の基準を満たしております。
集団コミュニケーション療法料	専任の常勤医師1名以上及び専従する常勤言語聴覚士1名を配置し、複数の患者様に対して訓練を行い実施計画を作成するなど当該加算の基準を満たしております。
データ提出加算1・3(口)	診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出しております。
認知症ケア加算2	認知症患者の看護に從事した経験を5年以上有し、適切な研修を修了した専任の看護師を配置し、認知症の患者様に対しての、適切な看護計画を作成するなど当該加算の基準を満たしております。
在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料	在宅での療養を行っている方、施設入居者で通院が困難な方に対して総合的な在宅療養計画を作成し、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行います。
入退院支援加算1	入院時から退院時まで患者様に安心して過ごしていただき、納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、支援いたします。
二次性骨折予防・防続管理料(2)(3)	骨粗鬆症を有する大転骨近位部骨折の患者様に対して、継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療を行います。
人工腎臓	人工腎臓の実施に必要な専任医師・看護師等の配置、透析装置および安全管理体制を整備し、適切な透析治療を提供しています。
導入期加算1	透析について、関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者様との適応に応じて腎代替療法について十分な説明を行い、人工腎臓導入期に1月間に限り算定を行います。
透析液水質確保加算	透析に使用する透析液について、月1回以上水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使用しています。
感染対策向上加算3 サーケラミック強化加算 連携強化加算	院内に感染対策委員会を設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、感染対策の実施や地域の医療機関と連携し、感染症対策の取り組み、新興感染症の発生時等に都道府県の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を確保しています。
外来・在宅ベースアップ評価料(I)	医療従事者の確保および賃金改善を実施していくことを目的とした評価料となります。
入院ベースアップ評価料	医療従事者の確保および賃金改善を実施していくことを目的とした評価料となります。
機能強化加算	当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しています。
患者サポート体制充実加算	当院は患者様やご家族様からの相談に対応する窓口の設置や患者支援体制の整備をする等、患者さんやご家族が安心できる体制を整えています。
医療DX推進体制整備加算	オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を整備しています。
入院時食事療養費(I) 入院時生活療養費(I)	当病院の入院患者様に提供する食事は、管理栄養士によって管理された食事が、適時(夕食については6時以降)適温で提供され、必要に応じて「栄養指導」を行っております。
食堂 加 算	当病棟の食堂床面積は、1病床当たり0.5m <sup>2</sup> 以上あります。

患者様の負担による「付添看護(家政婦等)」は認められません。ただし、患者様の負担によらないご家族様等の付添については、患者様またはご家族様が希望する場合に限って、医師の治療上及び看護上の判断により、必要最小限の期間は、許可されることがあります。

保険外負担について	
当病院は、特定療養費の取り扱いに基づき、患者様またはご家族様が「特別室」を希望する場合に、その差額料として、下記金額を申し受けます。 (但し、当病院の都合や、治療上の必要から入院して頂いた場合は除かれます。)	
個室(305・306・505・506号室)	1日につき 7,700円
2人部屋(301・302・303・502・503号室)	1日につき 3,850円
当病院では、以下の項目について、その使用料、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。	
おもづ記明	1通につき 1,100円
入院証明書(生命保険会社の用紙)	1通につき 3,300円
特種疾患等(各種届出)	1通につき 3,300円
年金診断書(身体障害用)	1通につき 5,500円
身体障害者診断書等	1通につき11,000円
施設入所診断書	1通につき11,000円
死亡診断書(2通目まで)	1通につき 3,300円
死亡診断書(3通目以降)	1通につき 1,100円
死後処置料	11, 000円
死後処置用寝衣	1, 540円
レンタルグッズ(CD-R)	1枚につき 770円